

令和7年度 液化石油ガス販売事業所保安講習会

令和7年10月8日 山口県総合保健会館

目 次

- 1 令和7年度液化石油ガス販売事業者等保安指導方針
- 2 業務主任者の職務
- 3 立入保安指導結果
- 4 液化石油ガス関係手続
- 5 液化石油ガス法関係事故概要
及び一酸化炭素中毒事故防止について
参考 最近の法令改正等について



1

1 令和7年度液化石油ガス販売事業者等保安指導方針

1 方針策定の背景

- ▶令和6年度の県の立入保安指導において、定期点検・調査等の保安業務の不適切な実施等の法令違反が一部の事業所で確認されており、昨年度の保安指導方針として掲げていた法令遵守が、未だに徹底されていない状況にある。
また、近年の全国のLPガス事故の発生件数は、200件前後と依然高止まりの、予断を許さない状況にある。
- ▶昨年度の県の保安指導方針をベースとし、これまでの事故状況や国の方針等を踏まえ、次に掲げる2項目を重点指導事項とする。



- 1 法令遵守の徹底
- 2 事故防止対策の徹底

1 法令遵守の徹底

- 定期点検・調査の確実な実施のため、前回実施した定期点検・調査の実施年月日、一般消費者等の一覧表等により、実施漏れ等を常にチェックし、法定期限内の実施に努めること。
- 訪問時に不在が続く一般消費者等に対しては、書面等で保安業務の重要性を周知するとともに、時間帯を変え、継続的な訪問を行う等、保安業務の確実な実施に取り組むこと。なお、その後も不在が続く場合には、訪問記録等を保存しておくこと。

立入保安指導重点事項

- ◎定期点検・調査の確実な実施
(定期点検・調査の一覧表等により、漏れなく確実に実施のこと)

3

2 事故防止対策の徹底

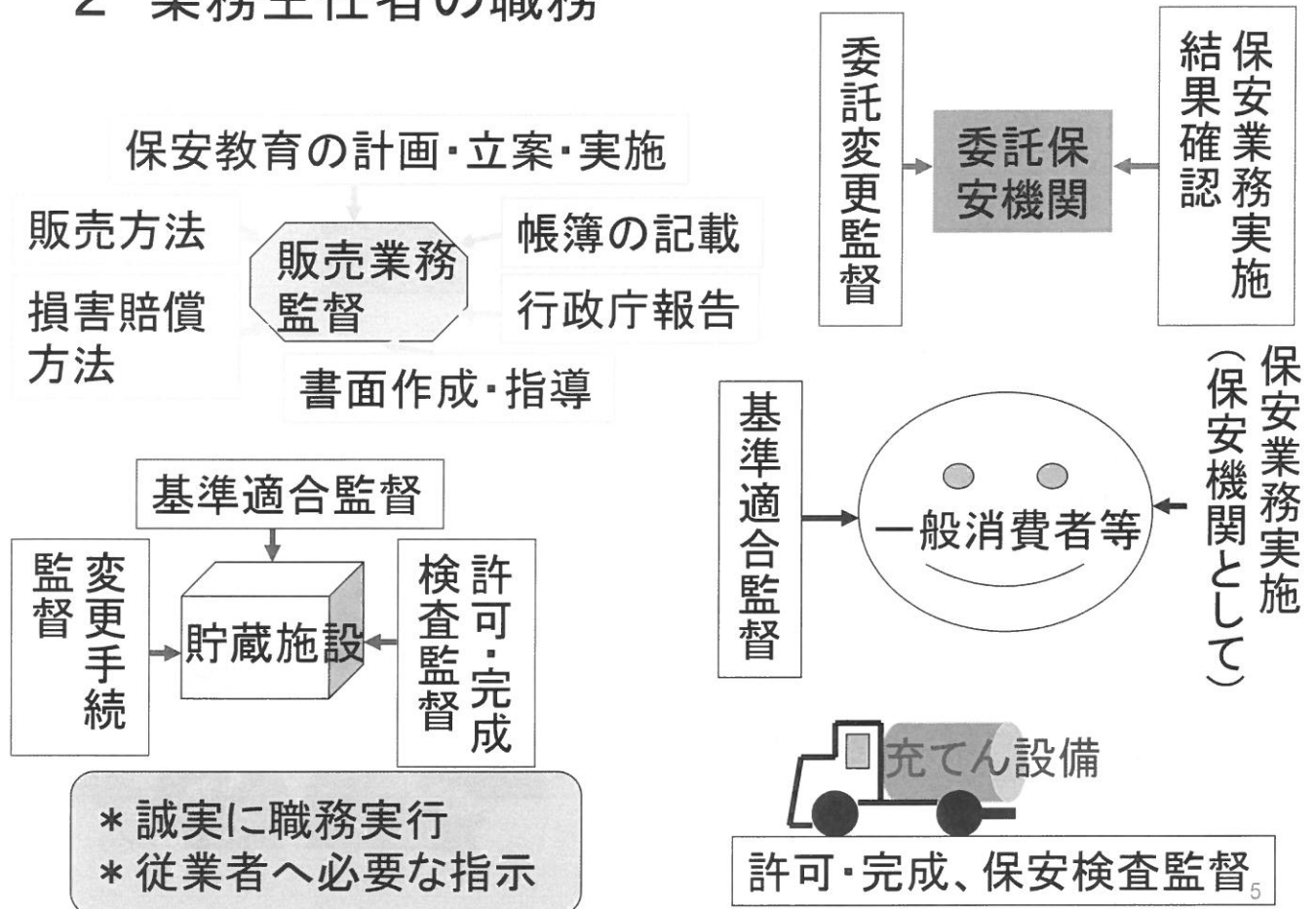
- LPガス事業者以外の者が行う建設工事等に伴い、ガスを損傷するなどの事故を防止するため、LPガス販売事業者は法定の周知や点検・調査以上の頻度での一般消費者等との接点を増やし、LPガス事業者以外の者が行う建設工事等の前には確実に連絡を取り合えるよう一般消費者等との信頼関係の構築に努めること。
- 調整器、高圧ホース等については、メーカーの交換推奨期限を超えて使用した機器からの漏えい事故等が多く発生している。また、マイコンメーター、警報器等は事故を未然に防ぐ保安機能を有していることから、これらの機器の期限管理を徹底するように努めること。

立入保安指導重点事項

- ◎LPガス消費者事故の撲滅
(一般消費者等との信頼関係構築のための工夫した周知等の実施)

4

2 業務主任者の職務



業務主任者及び代理者の選任

規則第22条及び第25条

○ 業務主任者

※講習受講要
初回3年以内
以後5年以内

販売所ごとに

一般消費者等	
< 1,000戸	1人以上
1,000戸 ≤ N < 3,000戸	2人以上
以降2,000戸 増す毎に1人加算	

業務主任者を選任	
資格	第二種販売主任者
	免状所有者で 販売の実務経験 6ヶ月以上

○ 業務主任者の代理者

販売所ごとに

業務主任者代理者を選任	
資格	第二種販売主任者の免状所有者で 販売の実務経験が6ヶ月以上 KHKの講習を終了し6ヶ月以上の 販売の実務経験があり18歳以上

登録行政庁に
遅滞なく届出
※解任も同様

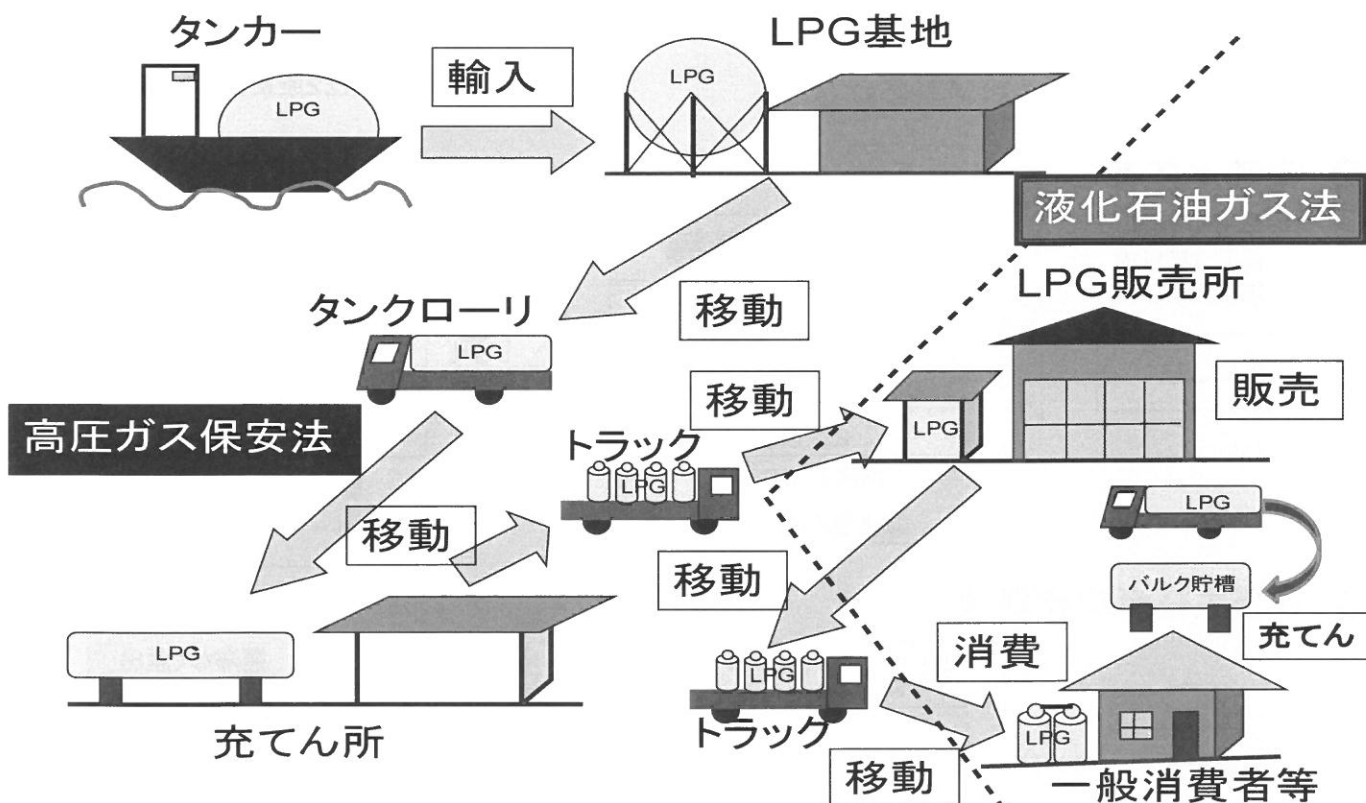
液化石油ガス法の目的

一般消費者等が消費する液化石油ガス

【直接目的】
・液化石油ガスによる災害を防止
・液化石油ガスの取引を適正化

【手段(規制)】
・液化石油ガスの販売を規制
・液化石油ガス器具等の製造、販売等を規制

【最終目的】
・公共の福祉を増進



容器を車両に積みっぱなしにしないこと！
(液石則第19第2号イ)

一般消費者等とは

法第2条
政令第2条

生活用の燃料

* 調理



* 風呂



* 洗面

* 暖冷房

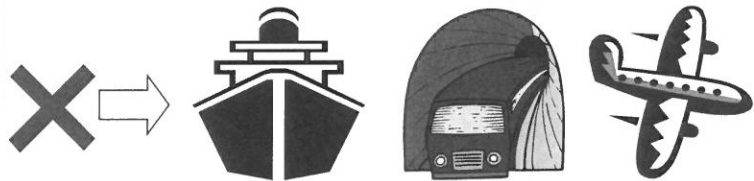


自動車用燃料

生活用の燃料に類似しているもの

* 業務用の料理飲食の調理用

* 業務用(ホール等)の暖冷房用



これらの中の液化石油ガスは除く。

* サービス業(クリーニング等)の
蒸気、温水発生用

保安機関・保安業務

法第27条～29条、
規第27条～29条

販売事業者(保安機関として認定)

... 委託 ...

認定された(専
業の)保安機関

実施

- * 供給設備点検(販売
事業者へ通知)
- * 消費設備調査(一般消
費者等へ通知)
- * 周知
 - ・ 燃焼器の適応性
 - ・ 燃焼器の設置、換気
 - ・ 消費設備の管理、点検
 - ・ 消費設備の変更(連絡)
 - ・ 災害発生(措置、連絡)

保安業務区分

- * 供給開始時点検・調査
- * 容器交換時等供給設備
点検
- * 定期供給設備点検
- * 定期消費設備調査
- * 周知
- * 緊急時対応
- * 緊急時連絡

実施(他人への委託不可)

一般消費者等



帳簿

所定の期間保存

法第81条、規第131条

保安機関

- ・ 供給開始時の供給設備点検、消費設備調査記録
- ・ 容器交換時等の供給設備点検記録
- ・ 定期供給設備点検記録
- ・ 定期供給設備点検を行わなかった場合の記録
- ・ 定期消費設備調査記録
- ・ 定期消費設備調査を行わなかった場合の記録
- ・ 周知の記録
- ・ 緊急時対応記録
- ・ 緊急時連絡記録

販売事業者

- ・ 販売記録
- ・ 書面の交付記録
- ・ 保安業務の委託内容
- ・ 貯蔵施設、特定供給設備の異常記録
- ・ バルク貯槽の検査記録
- ・ バルク貯槽の附属機器の検査記録
- ・ バルク容器の機器の検査記録

充てん事業者

- ・ 充てん記録
- ・ 保安検査受検記録
- ・ 充てん設備の異常記録

販売業者等の周知させる義務

法第20条の5、液石
第39条、第40条

* 自ら製造したガスを自らの製造事業所で販売する第一種製造者
* 販売業者

高圧ガスの種類

- * 溶接、熱切断用の液化石油ガス
- * 燃料用の液化石油ガス

高圧ガスによる災害発生防止のための、

- * 消費設備に対するガスの適応性
- * 消費設備の操作、管理、点検
- * 消費設備の使用場所
- * 消費設備の変更
- * ガス漏れ等の緊急時の措置、連絡

購入して消費する者（第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者を除く。）

保安業務資格者

全ての消費設備の全項目の調査

・液化石油ガス設備士

・製造保安責任者免状(甲種化学責任者免状等)取得者

・販売主任者免状(第一種販売主任者免状、第二種販売主任者免状)取得者(業務主任者を含む。)

・業務主任者の代理者資格取得者

・保安業務資格者(保安業務員)

・調査員

質量販売の容器、調整器に係る「最初の引渡し時・月1回(引渡さない月を除く。)以上の調査」のみ！

3 令和6年度立入保安指導結果

1 立入保安指導による主な指摘事項等

2 立入保安指導結果

立入保安指導による主な指摘事項等

項 目	内 容
保安業務(供給開始時・定期点検調査)	・定期供給設備点検及び定期消費設備調査が未実施。 ・調整器の調整圧力、閉そく圧力、燃焼器の入口圧力の未測定。
質量販売における容器容量	・容量20Lを超える容器での質量販売。

15

令和6年度立入保安指導結果

販 売 所 の 立 入 状 況	件数(令和5年度の件数)
立入販売所等	132 (136)
指摘販売所	4 (3)
指摘件数	6 (13)
指 摘 事 項	件数(令和5年度の件数)
保安業務の不備(供給開始時・定期点検調査、周知・緊急時対応他)	5 (3)
保安教育未実施、教育記録不備	0 (2)
法第14条書面の未交付(新規契約者、変更事項、質量販売時)	0 (1)
業務主任者法定再講習未受講	0 (0)
帳簿類・埋設管管理台帳等の未整備、一部未記載	0 (1)
販売事業所等の変更届未提出	0 (0)
安全器具不備(貯蔵施設及び保安業務用機器)	0 (2)
その他(業務主任者の職務、質量販売の容器容量、132条報告 等)	1 (4)

16

令和7年度立入保安指導結果(8月現在)

- ・供給設備、消費設備の点検調査不備。
→調整器の調整圧力、閉そく圧力、燃焼器の入口圧力を測定すること。
- ・自記圧力計の比較検査の不備。
→6月に1回行うこと。
- ・保安教育未実施、教育記録不備。
- ・液化石油ガス関係手続きの不備。

17

4 液化石油ガス関係手続(主なもの)

1. LPガス販売事業関係

○LPガス販売事業を開始したい



販売事業登録申請
(各所管先へ)

○代表者が変更になった※
○名称、住所が変更になった
○委託先の保安機関が変更になった



販売所等変更届を提出
(注)

○合併等により住所表記が変更になった場合でも、提出してください。
○委託先→自社に変更されても、提出してください。

○業務主任者(代理者)の選任・解任をしたい



業務主任者選任・解任届を提出

※代表者の変更は、法人のみです。個人の場合は、承継等の別手続きとなります。

2. 保安業務関係

○保安機関の認定を受けたい



保安機関認定申請(各所管へ)
(注)同時に保安業務規程認可申請書を提出してください

○保安機関の代表者※、住所を変更したい



保安機関変更届を提出

○一般消費者等の数を増やしたい。



一般消費者等の数の増加認可申請書を提出
(注)減少の際にも届書を提出してください

※代表者の変更は、法人のみです。個人の場合は、承継等の別手続きとなります。

19

3. 液化石油ガス設備工事関係

○工事事業を開始したい



特定液化石油ガス設備工事事業開始届を提出
(注)事業開始日から30日以内に知事に届出

○代表者、住所を変更したい



特定液化石油ガス設備工事事業変更届を提出

(注)液化石油ガス設備工事関係の届出については、各事業所単位での届出となります。

4. その他の届出

事業を廃止したい



廃止届を提出。提出の際には、当初の登録証、認定証、受理書を添付してください。

132条報告の提出



6月末日までに**必ず**提出してください。
(山口県HPに掲載しています。)

○高圧ガス保安法関係

工業用でLPガスの販売をしたい



高圧ガス販売事業届、高圧ガス販売主任者届の提出

※各提出書類には、添付しなければいけない書類があります。ご不明な点がありましたら、県消防保安課産業保安班へご連絡ください。
(TEL:083-933-2374、FAX:083-933-2408)

21

132条報告の提出方法等について

(通知方法)

・従来は、毎年4月に県から報告様式等を郵送していましたが、令和4年度からは、報告様式を山口県HPに掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11600/index/>

 **山口県 消防保安課 ⇒検索**

・なお、通信環境等により、報告様式が入手できない事業所については、県へ連絡して頂ければ、郵送、FAXにて報告様式をお送りします。

(提出方法)

・メール又は郵送、FAXで提出してください。

※メールアドレス ekiseki@pref.yamaguchi.lg.jp

郵送先 〒753-8501

山口市滝町1番1号 山口県 消防保安課 産業保安班

FAX 083-933-2408

22

液化石油ガス関係手続等について

(問合せの前に)

- ・「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル」等を事前に確認し、問合せ内容を整理しておいてください。
- ・簡易な相談等は、電話やメールでお願いします。

東部担当（岩崎） iwasaki.makoto@pref.yamaguchi.lg.jp

西部担当（兼石） kaneishi.tomohiro@pref.yamaguchi.lg.jp

(申請様式等)

- ・山口県HPから、様式をダウンロードすることも可能です。
- ・なお、申請書等への押印は、原則不要です。

23

5 液化石油ガス法関係 事故概要 及び一酸化炭素中毒事故防止について

(山口県)

○令和5(2023)年は、2件発生。

- | | |
|---------------------|-----|
| ・ ゴム管の劣化に伴う漏えい | 1 件 |
| ・ 他工事業者によるLPガス配管の損傷 | 1 件 |

○令和6(2024)年は、2件発生。

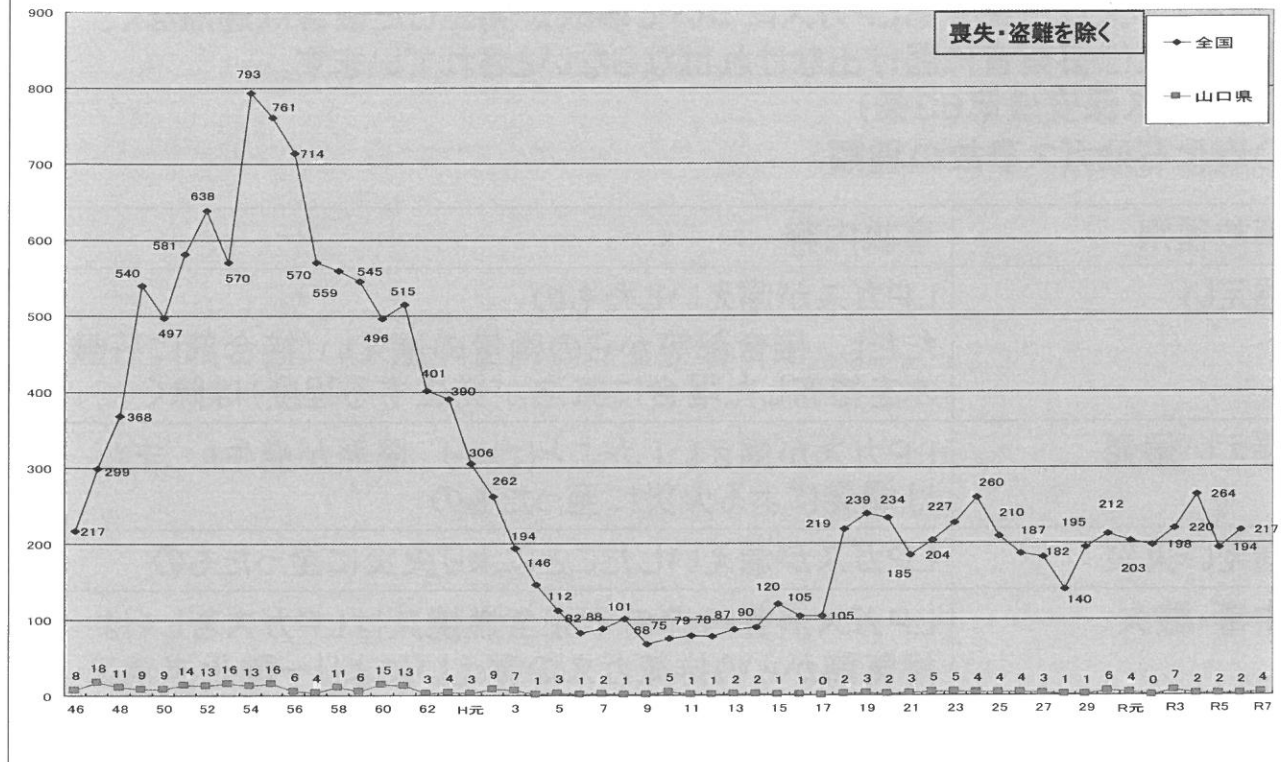
- | | |
|---------------------|-----|
| ・ 他工事業者によるLPガス配管の損傷 | 2 件 |
|---------------------|-----|

○令和7(2025)年8月時点で4件発生。

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・ 他工事業者によるLPガス配管の損傷 | 2 件 |
| ・ バルク貯槽の基礎工事中にLPガス配管の損傷 | 1 件 |
| ・ 屋内での漏えい爆発（調査中） | 1 件 |

24

液化石油ガス法関係事故発生状況



全 国：令和6年12月末現在
山口県：令和7年8月末現在

山口県内液化石油ガス法関係事故発生状況

喪失・盗難を除く

区分 年	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
漏えい	1	5	4	0	5	1	1	2	3
漏えい爆発	0	1	0	0	1	1	0	0	1
漏えい爆発・火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漏えい火災	0	0	0	0	1	0	1	0	0
CO中毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酸欠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	6	4	0	7	2	2	2	4

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
負傷者数	0	0	0	0	1	1	0	0	1
死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和7年8月末現在

事故報告について

所有し、又は占有するLPガスについて事故が発生した場合は遅滞なく、
県知事又は警察官に届け出なければならないとされています。

(高圧ガス保安法第63条)

○液化石油ガス事故の種類

事故種別	事故内容
漏えい	LPガスが漏えいしたもの ただし、接合部等からの微量の漏えい(接合部に石鹼水を塗布した場合に気泡が発生する程度)は除く
漏えい爆発	LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、または爆発による火災に至ったもの
漏えい火災	LPガスが漏えいしたことにより火災に至ったもの
中毒・酸欠	LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒からの排気ガスの漏えいにより一酸化炭素又は酸素欠乏の人的被害があったもの。
容器の喪失・盗難	LPガス容器の喪失又は盗難

27

事故報告について2

○LPガス事故に該当しない事故

・自殺、故意、いたずら、盗難が原因による事故 例)いたずらでホースを外したことによりホース内のLPガスが漏えい
・自然災害による事故 例)洪水・土砂崩れにより配管が破損し漏えいした場合など ただし、保安対策が不十分の場合(容器の転倒防止措置不備等)はLPガス事故となる。
・カセットコンロおよびカセットコンロ用容器に係る事故
・LPガスの漏えいがない状態で、LPガス燃焼器具等の過熱、故障、燃焼器具の炎が燃え移ったことによる火災等
・その他、前述のLPガス事故に該当しない事故 例)自動車が飛び込んだ事故など



判断に迷う場合は必ず県へ報告を！

28

【R5 1例目】LPガスゴム管劣化部からの漏えい火災

発生日時	令和5年(2023年)10月28日(土) 午後11時頃
事故概要	消費者が業務用こんろを使用中、業務用こんろに接続しているゴム管から炎が上がったため、消火器で消火した後、ガスの元栓を閉栓した。 また、消費者は、消防の現地確認後、販売事業者へ連絡し、連絡を受けた販売事業者は緊急対応にて全てのゴム管を交換するとともに漏えい検査を実施し、ガス漏れ等の異常がないことを確認した。
事故原因	業務用コンロに接続されているゴム管に調理用の油粕が長期にわたり付着し続けたことにより、ゴム管が劣化し、劣化部分からガスが漏えいしたものと判明。
防止対策	ガスメーター以降の配管について、漏えい検査を実施し、すべての燃焼器具に接続されているゴム管を取替えた。 また、販売事業者は、消費者に対して、年1回の周知の際に消費設備の管理方法等についても注意喚起する。

29

【R5 2例目】他工事業業者によるLPガス配管損傷による漏えい

発生日時	令和5年(2023年)12月26日(火) 午前10時35分頃
事故概要	防蟻工事施工業者がアパート(1棟6戸)の敷地内において、電動ハンマドリルにて地盤面を穿孔中、埋設供給管を損傷させガスが漏えいしたものの。 施工業者は、ガス臭に気づき、販売事業者へ連絡し、駆け付けた保安業務員がガス供給を停止させた。その後、ガス管損傷箇所を特定し修繕して復旧させた。 なお、当該工事を施工するにあたり、販売事業者への事前連絡はなかった。
事故原因	防蟻工事施工業者の確認不足
防止対策	販売事業者は、施工業者及び当該住宅オーナーであるアパートの所有者に対し、他工事事事故防止の周知文を手交し注意喚起を行った。

30

【R6 1例目】 他工事業者によるLPガス容器損傷による漏えい

発生日時	令和6年(2024年)6月3日(月) 午前11時8分頃
事故概要	内装施工業者がシャワー室内の内装工事中に、屋内から屋外に向かって壁に電動ドリルでビスを打ち誤って屋外に設置してあった20kg容器に穴をあけLPガスが漏えいしたものの。
事故原因	内装工事施工業者の確認不足
防止対策	販売事業者は、施工業者に対し、他工事事故防止の周知文を手交し注意喚起を行った。

31

【R6 2例目】 他工事業者によるLPガス容器損傷による漏えい

発生日時	令和6年(2024年) 8月20日(火) 午前10時57分頃
事故概要	浄化槽施工業者が敷地内において、重機で地盤面を掘削中、埋設供給管を損傷させガスが漏えいしたものの。 施工業者は、ガス臭に気づき、販売事業者へ連絡し、駆け付けた保安業務員がガス供給を停止させた。その後、ガス管損傷箇所を特定し修繕復旧させた。 なお、当該工事を施工するにあたり、販売事業者への事前連絡はなかった。
事故原因	浄化槽施工業者の確認不足
防止対策	販売事業者は、施工業者に対し、他工事事故防止の周知文を手交し注意喚起を行った。

32

【R7 1例目】 他工事業者によるLPガス配管損傷による漏えい

発生日時	令和7年(2025年) 2月17日(月) 午前11時40分頃
事故概要	水道工事業者が重機で地盤面を掘削中、埋設供給管を損傷させガスが漏えいしたものの。 なお、当該工事を施工するにあたり、販売事業者への事前連絡はなかった。
事故原因	水道工事業者の確認不足
防止対策	販売事業者は消費者、施工業者へ他工事の際には、確認・立会いの連絡が入るよう周知した。

33

【R7 2例目】 他工事業者によるLPガス配管損傷による漏えい

発生日時	令和7年(2025年) 2月27日(木) 午後3時頃
事故概要	リフォーム工事下請けの水道工事業者が空家リフォームに伴う給排水設備工事の際、現在使用されていないガス配管もしくは水道管が埋まっていると思い、切断しようとしてガス埋設配管を損傷した。 なお、当該工事を施工するにあたり、販売事業者への事前連絡はなかった。
事故原因	水道工事業者の確認不足
防止対策	販売事業者は消費者、施工業者へ他工事の際には、確認・立会いの連絡が入るよう周知した。

34

【R7 3例目】 基礎工事業業者によるLPガス配管損傷による漏えい

発生日時	令和7年(2025年) 6月19日(木) 午前9時頃
事故概要	基礎工事業業者がバルク貯槽の基礎を広げるために、基礎周辺を掘削中にガス管を損傷させLPガスが漏えいしたものの。販売事業者と施工業者の現場打合せはなく、当該工事が施工されたもの。
事故原因	販売事業者と施工業者の確認不足
防止対策	工事前に施工業者との現地打合せを行い、ガス配管図面を現地に於て照らし合わせて確認を行うようにした。

35

【R7 4例目】 LPガスの漏えい爆発

発生日時	令和7年(2025年) 7月15日(火) 午前7時頃
事故概要	共同住宅1階の部屋が爆発し、入居者が軽傷を負った。現場の状況としては室内の石膏ボード(壁、天井)、窓ガラスが割れていた。火災は発生していない。
事故原因	調査中
防止対策	検討中

36

一酸化炭素中毒事故防止

1. CO中毒事故発生状況
2. CO濃度と人体への影響
3. CO濃度測定時の判定基準
4. CO中毒事故防止のために
5. LPガス法によるCO中毒事故防止のための注意喚起

37

CO中毒事故の発生状況(一般消費者事故)

全国のLPガスによるCO中毒事故発生状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
件数	4	3	4	9	3	6	0	0	0	0	5	6
死者	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
症者	4	4	12	29	5	14	0	0	0	0	8	11

最近の県内のLP法に係るCO中毒事故概要

発生日月	事故概要
H21年6月2日	修学旅行でホテルに滞在していた大阪の小学生・教諭等にCO中毒と思われる症状が発生し、22名が病院に搬送され、うち同行カメラマン1名が死亡した。(21名は6月9日までに全員退院)
H22年11月29日	味噌づくりをしているグループ(8名)が、朝早くから調理室でLPガスコンロを使用して調理をしていたところ、7名が体調不良となり、内6名が救急搬送された。搬送された病院で一酸化炭素中毒と診断。

※山口県はH22年11月以降発生していない

県内のCO中毒事故の概要

発生日時	平成21年(2009年)6月2日(火) (午後5時50分 消防覚知)
事故概要	修学旅行でホテルに滞在していた大阪の小学生・教諭等にCO中毒と思われる症状が発生し、22名が病院に搬送され、うち同行カメラマン1名が死亡した。 (21名は6月9日までに全員退院)
事故原因 ※経済産業省のCO中毒事故調査委員会 はH22.1.25にHPで次のように発表	①LPガスを燃料とする給湯ボイラー(三浦工業(株)UT-200NS(1998.12製造)、無圧式、LPG消費量233kW、強制排気)が <u>何らかの原因により不完全燃焼し、30,000ppmを超える高濃度のCOが発生した。</u> (ホテル3階で5000ppm超) ② <u>排気筒の先端に金属製のフタがされていたことをホテルオーナーが承知していなかったため、高濃度のCOを含む排気が正常に排出されなかったことが原因と推定される。</u> (特異な事故であった。)

39

県内のCO中毒事故の概要

発生日時	平成22年(2010年)11月29日(月)午前10時56分頃
事故概要	味噌づくりをしているグループ(8名)が、朝早くから調理室でLPガスコンロを使用して調理をしていたところ、7名が体調不良となり、内6名が救急搬送された。 搬送された病院で一酸化炭素中毒と診断。
事故原因	部屋の温度を下げたくないという理由から、 <u>窓を閉め切り、換気扇も回していなかったため、不完全燃焼してCO中毒になったものと推察される。</u> ※LPガスバーナーの燃焼状態(CO濃度測定も実施)に異常がないことは事故後に確認済み。
防止対策	当該事故は、 <u>LPガス法適用の消費者の不注意によるものと考えられるが、LPガス法第27条及び同規則第38条に基づく、LPガス販売事業者による「災害防止のための周知」を適切に行い、事故の再発防止を図ることが必要である。</u> <u>〔LPガス法の周知は供給開始時及び2年に1回(開放燃焼式瞬間湯沸器は1年に1回)〕</u> また、業務用施設等をはじめとして、不完全燃焼防止機能付き燃焼器やCO警報器の設置を促進することも必要である。 →H22.11.30: 全LPガス販売事業者へ注意喚起

40

(1) LPガス燃焼器の注意事項

①LPガスを安全に燃焼させるためには、十分な給気と排気が必要

→十分な給気と排気ができるように設置し、使用時には必ず換気

※消費者に対して、給気・排気の必要性を注意喚起

②閉めきった部屋や厨房の中で換気扇を使用すると室内の圧力が低下、この状態で自然排気式燃焼器を同時使用すると、排気が室内に逆流してCO中毒が発生することがある。

→自然排気式燃焼器は、屋外式のものに、又は専用ボイラー室に設置

③LPガス燃焼器の不調や故障でもCO中毒が発生する。

→燃焼器の燃焼状態に異常はないか必ず確認(燃焼器の清掃も必要)

→CO濃度を測定することも有効

※H21. 6の緊急査察でも高濃度のCOを検知した事例あり

41

(2) LPガス燃焼器の排気筒・排気フードの注意事項

①排気筒や排気フードに詰まりや排気の妨げがあるとCO中毒が発生

※H21. 6. 2: 県内のCO中毒事故(1名死亡・21名軽傷)

→排気筒・排気フードが閉そくされていないか、先端が排気の妨げにならない位置にあるか確認。(LPガス法の排気筒の基準を遵守)

②排気筒や排気フードに亀裂や接続不良があると、排気が室内に侵入・充満してCO中毒が発生

※H5. 3. 24: 県内のCO中毒事故(2名重症)

→排気筒・排気フードに、亀裂や接続不良がないかを十分に確認

点検ができない天井裏や壁の中に排気筒を設置することは避ける。

※一定規模以上のふろがま・湯沸器及びこれらの排気筒の設置工事・変更工事は、液化石油ガス設備士等の資格者が監督し、所定の表示をしなければならない。(特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律)

(3) 不完全燃焼防止装置付燃焼器やCO検知器の設置促進

近年、業務用施設においてCO中毒事故が多発している。建物の気密性が高いことに加えて、不完全燃焼防止機能のない燃焼器の長時間使用と換気(給気・排気)不良が原因として指摘されている。

→不完全燃焼防止装置付燃焼器の設置や、CO検知器の設置促進

(4) LPガス供給設備・消費設備の確実な点検調査

LPガス販売事業者・保安機関は、LPガス法で定める供給設備・消費設備の供給開始時点検調査・定期点検調査等を確実に実施し、消費設備に異常があれば消費者に「改善すべき事項及び改善しなかった場合に生じる結果」を通知しなければならない。(LPガス法第27条第1項第2号)また、燃焼器の燃焼状態の確認の際、可能な限りCO濃度測定を実施する。

※LPガス販売事業者・保安機関が行う、LPガス設備の点検調査の記録は、LPガス法で定める帳簿に該当する。必要項目の点検漏れがないよう確実な点検調査を実施し、誤記入・燃焼器のデータ記載漏れ等に注意を

※LPガス販売事業者・保安機関が行う、LPガス設備の点検調査・周知方法は、経済産業省、高圧ガス保安協会作成の「保安業務ガイド(点検・調査)」、「CO中毒事故を防止するために」、「保安業務ガイド(周知)」等を参照

43

参考

CO濃度と人体への影響

空気中のCO濃度	吸入時間と中毒症状
0.02%(200ppm)	2～3時間で前頭部に軽度の頭痛
0.04%(400ppm)	1～2時間で前頭痛・吐き気、2.5～3.5時間で後頭痛
0.08%(800ppm)	45分間で頭痛・めまい・吐き気・けいれん、2時間で失神
0.16%(1600ppm)	20分間で頭痛・めまい・吐き気、2時間で死亡
0.32%(3200ppm)	5～10分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.64%(6400ppm)	1～2分間で頭痛・めまい、15～30分間で死亡
1.28%(12800ppm)	1～3分間で死亡

※LPガス安全委員会ホームページから引用

<http://www.lpg.or.jp/safety/safety04.html>

参考：最近の法令改正等について(1)

1. 料金透明化等に関するLP法施行規則及び関係通達の改正
(平成29年2月22日公布、平成29年6月1日施行)
2. ガス事業法との規制の整合化等に関するLP法施行規則の改正
(平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行)
3. 技術上の基準の性能規定化に関するLP法施行規則等の改正
(平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行)
4. 耐震設計基準の性能規定化に関するLP法施行規則の改正等
(平成30年11月14日公布、令和元年9月1日施行)
5. 充てん設備の保安検査の基準日及び猶予期間に関するLP法施行規則の改正等
(平成30年11月19日公布、平成30年12月1日施行)
6. LPガス容器の充てん期限表示方法の見直しに関するLP法関係通達の改正
(平成31年3月15日公布、令和元年5月1日施行)
7. デジタル手続法の改正に伴う関係政令の整備等
(令和2年1月21日公布・施行 他)

45

参考：最近の法令改正等について(2)

8. 新型コロナ関係
(令和2年4月10日公布・施行 他)
9. 充てん容器等の流出防止措置
(令和3年6月18日公布、令和3年12月1日施行)
10. 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正
(令和4年7月15日公布、令和4年7月15日施行)
11. バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正について (令和4年12月28日公布、令和4年12月28日施行)
12. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正省令(令和6年4月2日公布、令和6年7月2日施行)
13. 液化石油ガス安全高度化計画2030
(令和3年4月1日公表)

46

1. 料金透明化等に関するLP法施行規則及び 関係通達の改正

改正の経緯（H29.2.22公布、H29.6.1施行）

①ガス料金等の算定根拠の通知

一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときには、一般消費者等にその算定根拠を通知することされた。（規則第16条）

なお、通知する算定根拠には、液石法第14条で定める交付書面に記載されている「価格の算定の基礎となる項目」等に従って記載し、一般消費者等への通知は原則として書面により行うこととされている。

（規則第16条関係通達）

②14条書面の料金の算定根拠の明示の考え方

液化石油ガス販売事業者が賃貸型集合住宅等で自己の費用負担により空調設備等を設置し、その設置費用を液化石油ガス料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、液石法第14条で定める交付書面に記載する「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で記載する必要がある。（規則第13条関係通達）

47

③LPガス販売契約終了時のルール化

一般消費者等が液化石油ガスの供給を受ける液化石油ガス販売事業者を変更する際の、供給設備の撤去を巡るトラブルを防止するため、液石法施行規則第16条第15号の3及び第16号の解釈等を明確化した。

なお、この改正により、施行規則第16条第15号の3“一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと”における“相当期間”は「一週間」という期間のみではなく、「設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断すること」とされた。

（規則第16条関係通達）

2. ガス事業法との規制の整合化等に関する LP法施行規則の改正

改正の経緯：H29.3.31公布、H29.4.1施行

①埋設管に係る供給設備の点検、消費設備の調査の頻度について

地盤面下に埋設した白ガス管(亜鉛めっきを施した供給管・配管で防しよくテープを施したものを含む)であって、機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないものについては、「1年に1回以上」の点検頻度が必要な設備から除くこととされた。(規則第36,37条の改正)

②充てん設備に係る軽微な変更について

充てん設備の変更について、認定品への取替えであって処理能力の変更を伴わないものを軽微な変更とした(規則第66条の改正)

③バルク貯槽と保安物件との距離について

貯蔵能力10,000kg以上のバルク貯槽について、保安物件との離隔距離を設けることとした。

(規則第54条の改正)

49

3. 技術上の基準の性能規定化に関する LP法施行規則等の改正

改正の経緯：H29.3.31公布、H29.4.1施行(告示はH29.3.31施行)

①供給設備の技術上の基準、消費設備の技術上の基準

告示に定められているガスメーター、硬質管等の規定について、所要の見直しを行い、例示基準化され、告示については廃止された。また、既に製造等が確認されていない器具に関する規格についても廃止された。

(液化石油ガス法施行規則第18,44条の改正、
供給・消費・特定供給設備告示第7,8条の削除、例示基準44、45の新設)

②圧力計の設置等について

告示に定める圧力計、バネ式安全弁の基準について、見直しを行ったうえで例示基準化された。

(供給・消費・特定供給設備告示第2条、バルク告示第3条の改正、例示基準43、46の新設)

③末端ガス栓と燃焼器の接続方法について

末端ガス栓と燃焼器の接続に用いる管等の具体的な組み合わせ等を示すため、所要の改正が行われた。

(供給・消費・特定供給設備告示第10条、および関係通達)

④最大消費数量を供給しうる調整器及び消費する液化石油ガスに適合した調整器について

高圧ガス保安協会規格(KHKS0738LPガス設備設置基準及び取扱要領Ⅱ・設計編第5章)が新たに例示基準化された。

(例示基準27の改正)

51

4. 耐震設計基準の性能規定化に関する LP法施行規則の改正等

改正の経緯：H30.11.14公布、R1.9.1施行

耐震設計基準の性能規定化

個々の地域・地点ごとに予想される地震動の評価や、最新の評価方法に基づく高圧ガス設備の耐震設計を行いやすくするため、耐震設計基準が性能規定化された。

(液化石油ガス法施行規則第53,54条・別表第2,3の改正、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示、「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について」の制定)

52

5. 充てん設備の保安検査の基準日及び猶予期間に関するLP法施行規則の改正等

改正の経緯：H30.11.19公布、H30.12.1施行

基準日及び猶予期間について

前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備は、完成検査）を受けた日から1年を経過した日を基準日とし、基準日の前後一月以内に保安検査を受けた場合、基準日に保安検査を受けたものとみなされることとなった。（規則第81,82条、様式第44～46の改正）

※高圧ガス保安法の移動式製造設備についても同様に改正済み。

53

6. LPガス容器の充てん期限表示方法の見直しに関するLP法関係通達の改正

改正の経緯：H31.3.15制定、R1.5.1施行

充てん容器に明示すべき事項について

供給管若しくは配管又は集合装置に接続する充てん容器に明示する事項について、年については西暦4桁とすることとなった。

（規則第16条解釈通達の改正）

54

7. デジタル手続法の改正に伴う関係政令の整備等①

改正の経緯(R1.5.31公布、9月以内に施行)

書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

法第14条書面及び保安業務の委託契約を締結するときの書面を、電磁的方法により提供することが可能となった。

(法第14条改正、法第28条の改正)

改正の経緯(R1.12.13公布、R1.12.16施行)

書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等

法第14条書面を電磁的方法により提供する場合に、あらかじめ相手方に対し承諾を得なければならないこととされた。

なお、保安業務の委託契約を締結するときの書面の提供(法第28条第2項)についても準用される。

(施行令第5条の改正)

55

7. デジタル手続法の改正に伴う関係政令の整備等②

改正の経緯(R2.1.21公布、施行)

書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の方法等

法第14条書面及び保安業務の委託契約を締結するときの書面を電磁的方法により提供する場合の、方法等が定められた。

(規則第13条の改正、第13条の2の新設、第13条の3の新設、規則第28条の改正、第28条の2の新設、第28条の3の新設)

留意事項

法第14条書面

特定商取引法上において通信販売としての販売契約に沿っている必要がある。

保安業務の委託契約を締結するときの書面

契約の相手方が信用する第三者より電子署名証明を発行する等の手続きが必要

56

8. 新型コロナ関係 恒久的措置

①緊急時対応に関する技術的能力について

・これまで、無人の固定電話から携帯電話への自動転送は原則認められなかったが、通信技術の発達等を踏まえ、確実に保安業務を遂行できる体制構築を前提に、原則携帯電話等への転送が認められた。

・また、緊急時対応の配置について、夜間のみ、10分以内に近隣から事業所に到着できることが規定されていたが、昼間においても同様の措置が認められた。（保安機関の認定関係通達の改正）

②圧力検知装置により測定した調整圧力を使用して燃焼器入口圧力を確認する場合について

これまでは、燃焼器入口圧力等の確認において、自記圧計等による測定以外にもマイコンメーター等による代替措置が認められているが、改正により、供給圧力差を計算して確認する方法も追加された。（例示基準第30）（参考）

ガスメータの圧力定測機能を活用した保安業務（定期供給設備点検及び定期消費設備調査）の合理化に係るマニュアル（令和3年2月）

57

①緊急時対応に関する技術的能力について

緊急時対応・連絡

- ・緊急時対応の技術的能力として、現行の制度では、一般消費者等からの連絡を確実に受ける体制を構築するため、携帯電話への転送は配置条件を満たさないとしている。
- ・今般の通信技術の発達や新型コロナウイルス感染症を受けたテレワークの増加等を勘案し、携帯電話等への転送措置を認めるため、制度改正を実施した。

改正前

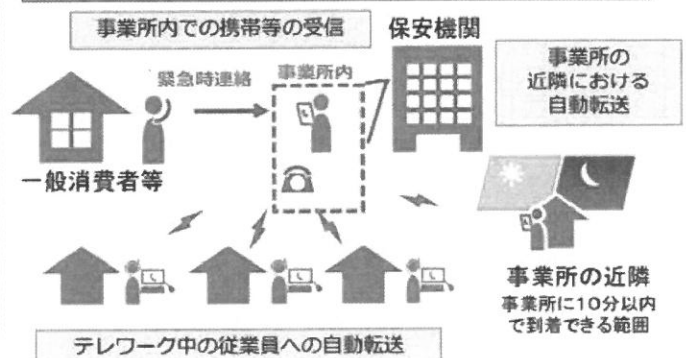
- ・緊急時対応は一般消費者等から緊急時連絡を受けた場合、直ちに出勤し事態の収束を図る必要がある。そのため緊急時連絡は確実に対応できる体制を取り、事業所における常駐が義務づけられている。
- ・また、電波の状況による影響や電話を取りそびれること等により、一般消費者等からの緊急連絡を受けられないことが想定されるため、災害時を除く携帯電話への通知又は転送は常時配置と見なさないこととされている。



改正後（R3年2月18日～） 全国LPガス協会規制見直し要望

通達 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について

- ・最近の通信技術の向上や、新型コロナウイルス感染症を受けたテレワークの増加等を勘案し電話転送の基準について、一部を緩和することとする。
- ・確実に保安業務の遂行できる体制構築を前提に原則携帯電話等への転送を認めることとする。



58

9. 充てん容器等の流出防止措置

改正の経緯(令和3年6月18日公布、令和3年12月1日施行)

これまで全国LPガス協会では自主保安活動として、自然災害対策として、二重掛けを進めてきた。

近年の大雨による水害等の多発化・激甚化、及びそれに伴う容器流出の発生を踏まえ、消費先に設置されている充てん容器に対して、流出防止措置を講ずることが液石法規則に新たに規定された。

流出防止措置とは、これまで「LPガス設備設置基準及び取扱要領(KHK S0738)(通称:青本)」「LPガス災害対策マニュアル」等において推奨されてきたものとほぼ同様で、20kg以下容器を消費先に設置する場合は、ベルト・鎖等をプロテクターに通す、20kgを超える容器(30kg、50kg容器等)にあつては、二重掛けを行うことなどの措置を行うものである。

なお、流出防止措置を講ずる対象地域については、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において、1m以上の浸水が想定されている地域となった。

全国LPガス協会の資料より抜粋

59

項目	内容				
改正省令	浸水のおそれのある地域においては、 充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること				
場所	浸水のおそれのある地域は、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。				
流出防止措置	固定金具について ・ベルト又は鉄鎖が外れにくい固定金具を使用すること。 ベルト又は鉄鎖について <table border="1"> <tr> <td>充てん量20kgを超える容器</td><td>1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。</td></tr> <tr> <td>充てん量20kg以下の容器</td><td>当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。</td></tr> </table> ただし、積雪時において、容器交換作業に支障を来す可能性のある場合であつて冬の期間等にあつてはこの限りでない。	充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。	充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。
充てん量20kgを超える容器	1本目のベルト又は鉄鎖を当該容器の底部から容器の高さの3/4程度の位置に、2本目のベルト又は鉄鎖を容器底部から1/4程度の位置にそれぞれゆるみなく取り付け固定すること。ただし、プロテクターのある容器の場合は、2本のベルト又は鉄鎖のうちいずれか1本について、プロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付けることができる。				
充てん量20kg以下の容器	当該容器のプロテクターの開口部にベルト又は鉄鎖を通して取り付け、ゆるみなく容器を固定すること。				
	(ii) 容器収納庫への保管				

注：詳細は、改正省令、機能性基準の運用について(別添例示基準第9節)を参照のこと。

60

10 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示等の一部改正について(キャンピングカー等に係る30分ルール of 代替措置)

改正の経緯 (R4.7.15公布、R4.7.15施行)

本改正は、LPガス容器に充填されたLPガスを一定量買い切る質量販売により販売されたLPガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等の消費設備について、ガス安全に係る一定の知識や技量に関する講習を修了した上で、緊急時に必要な措置を自ら行うものについて、LPガスの販売契約を締結したLPガス販売事業者の確認を受けるという代替措置を取る場合に限り、30分ルールの対象から除く。

なお、従来通りの30分以内で使用する場合について、新たに講習の修了等を義務付けたものではないので注意すること。

(注)「質量販売緊急時対応講習」: 屋外において移動し使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を習得するための講習であり、かつ、この講習による保安機関の体制の緩和は、講習を受講し所定の知識等を習得した者が、実際に保安機関が30分以内に到着して行う緊急時の措置を当該消費者が行えるようにするためのもの。(保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について(通達))

61

キャンピングカー等の30分ルールの見直し



62

11 バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正について

改正の経緯(R4.12.28公布、R4.12.28施行)

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」においてバルク貯槽の検査(以下「告示検査」という。)が規定されている。

本改正は、一定の条件を満たした場合、初回の告示検査に合格した日から15年以内かつ製造後経過年数35年以下における非破壊検査や内面の目視検査を省略することができ、また、気密試験については、使用状態の圧力により試験ができるようになった。

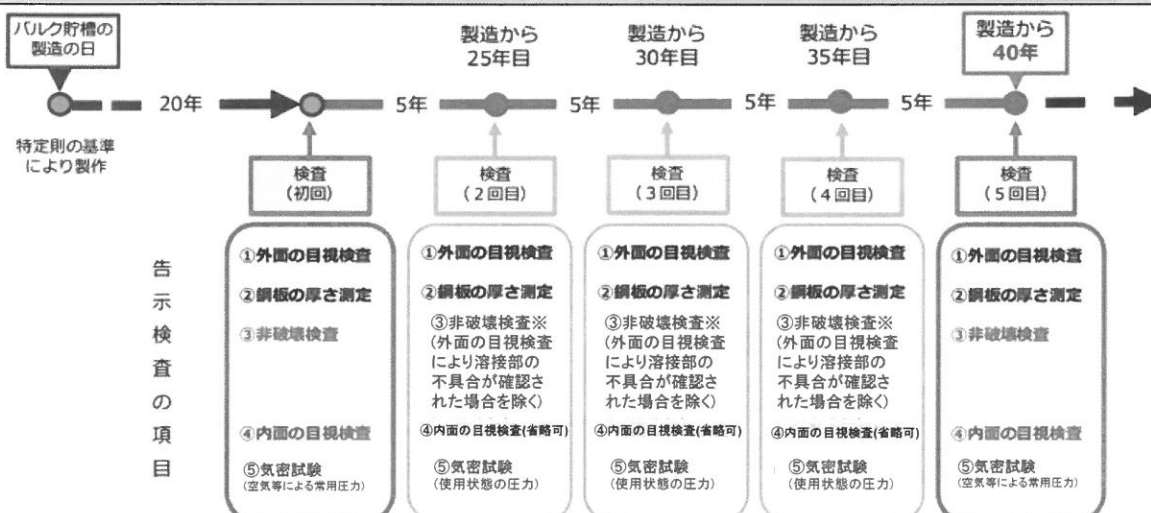
なお、本改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(通達)において引用している、「バルク貯槽の告示検査等に関する基準(KHKS0745)」及び「附属機器等の告示検査に関する基準(KHKS0746)」が改正されました。

63

【改正前】初回告示検査(20年目検査)の後は、5年ごとに5項目の検査(①外面の目視検査、②鋼板の厚さ測定、③非破壊検査、④内面の目視検査、⑤気密試験)を実施。

【改正後】初回告示検査後(製造後40年まで)の①及び②については改正前通り。また、図における25年目検査、30年目検査、35年目検査については、③非破壊検査※、④内面の目視検査は省略可能となり、また、⑤気密試験については、使用状態の圧力で検査を行うことが可能となった。

※初回告示検査(20年目検査)で溶接部全線を検査し、検出された不具合を全て処置したものに限り。



※初回告示検査(20年目検査)で溶接部全線を検査し、検出された不具合を全て処置したものに限り。

64

12. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正

改正の経緯(令和6年4月2日公布、令和6年7月2日施行)

1 過大な営業行為の制限

※いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

(1) 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止 (改正省令第16条第15号の3、4)

(2) 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

(改正省令第16条第15号の5、6)

2 LPガス料金等の情報提供

※入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

(1) 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)(改正省令第16条第15号の2)

(2) 入居希望者からLPガス事業者に直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け(改正省令第16条第15号の2)

65

改正の経緯(令和6年4月2日公布、令和7年4月2日施行)

3 三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)

(1) 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制

(設備費用の外出し表示)(改正省令第16条第15号の7)

(2) 電気エアコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止(改正省令第16条第15号の8)

(3) 賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止(LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載)(改正省令第16条第15号の9)

(注)施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約(既存契約)については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示(内訳表示の詳細化)を求める(改正省令附則第2条)。その上で、新制度への早期移行を促していく(改正省令附則第3条)。

66

13. 液化石油ガス安全高度化計画2030

令和3年4月1日公表

【経 緯】

2020年を目標年度としてきた、従来の「保安対策指針」に代わり、2030年を目標とした保安対策の方向性を示す計画。

【安全高度化目標】

国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が、各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

⇒多様な者による、多面的な視点からの計画へ

※産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会(R2.12.11)での検討資料を抜粋

67

安全高度化目標

- 目標：ガス安全高度化計画も参考にし「**2030年の死亡事故ゼロ**」とする。国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実施するとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。
- 指標：全体その他、販売形態別、起因者別、場所別に設定する。

		過去の事故発生状況 [2010年時点/年 (注1)]		過去5年の 事故発生状況 [2019年時点/年 (注2)]	指標 [2030年時点/年(注3)]
全体	死亡事故	3 件		0.6 件	0～1 件未満
	傷害事故	58.8 件		30.2 件	25 件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	2.2 件	0.6 件	0～0.6 件未満
		傷害事故	51 件	26.6 件	22 件未満
	質量販売	死亡事故	0.8 件	0 件	0～0.4 件未満
		傷害事故	7.8 件	3.6 件	3 件未満
起因者別 (注4)	一般消費者等	死亡事故	1.4 件	0 件	0～0.2 件未満
		傷害事故	38.2 件	20.8 件	15 件未満
	LP関係事業者	死亡事故	0.6 件	0 件	0～0.2 件未満
		傷害事故	15 件	5.8 件	5 件未満
	その他(他工事業者など)	死亡事故	1.6 件	0.6 件	0～0.2 件未満
		傷害事故	15 件	7 件	5 件未満
場所別	住宅(一般住宅、共同住宅)	死亡事故	1.4 件	0.2 件	0～0.2 件未満
		傷害事故	26.6 件	8.8 件	10 件未満
	業務用施設(旅館、飲食店、学校、病院、工場、事務所など)	死亡事故	1 件	0.2 件	0～0.2 件未満
		傷害事故	22.2 件	14.4 件	11 件未満
	その他	死亡事故	0.6 件	0.2 件	0～0.2 件未満
		傷害事故	10 件	7 件	4 件未満

注1：2006年～2010年までの5年の事故件数の平均

注2：2015年～2019年までの5年の事故件数の平均

注3：2025年～2029年までの5年の事故件数の平均

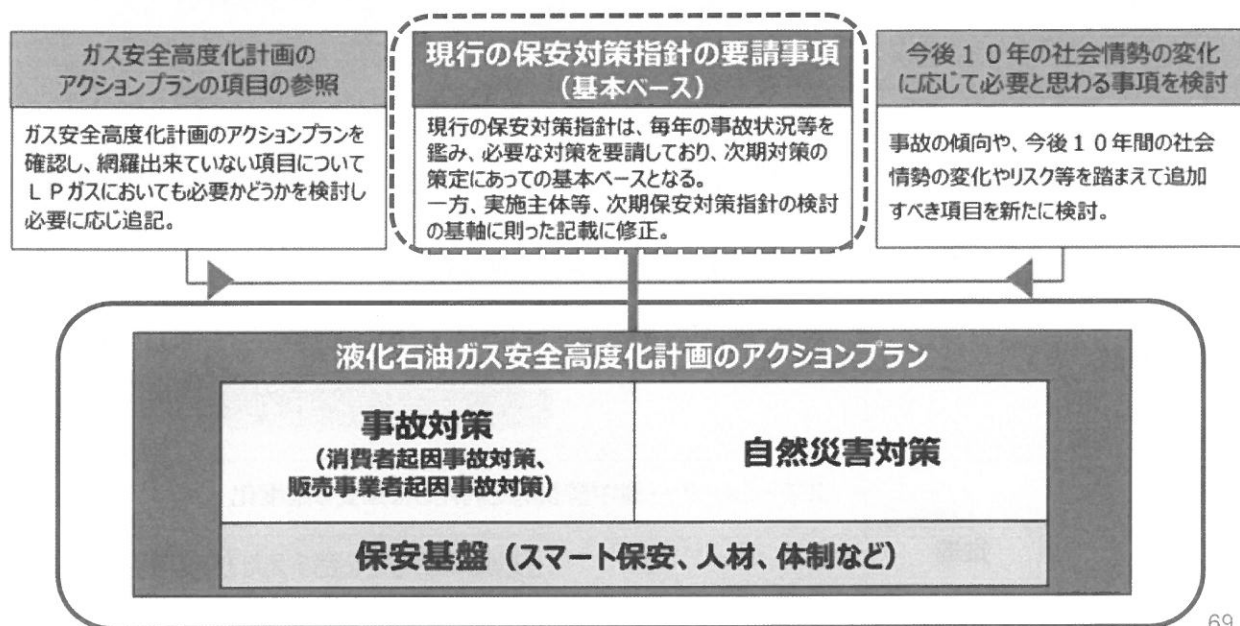
注4：起因者が複数いる場合はそれぞれでカウント

⇒全体で、年間死亡事故0～1件未満
人身事故25件未満

68

アクションプランの策定

- 「事故対策」と「自然災害対策」に加え、両者に共通する「保安基盤」（スマート保安、人材、体制など）についてアクションプランとして策定する。
- 現行保安対策指針の要請事項をベースに、ガス安全高度化計画の項目を参照し、今後10年の情勢変化を考慮して、アクションプランを策定する。



69

アクションプラン(事故対策)

分類		項目
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒対策
		業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発
		業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進
		安全型機器及び設備の開発普及
	ガス漏洩による爆発または火災事故防止対策	安全な消費機器等の普及促進
		周知等による保安意識の向上
		誤開放防止対策の推進
		ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進
		消費設備調査の高度化
		リコール対象品等への対応
販売事業者起因事故対策	設備対策	供給管・配管の事故防止対策
		調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
		軒先容器の適切な管理
	その他事故防止対策	他工事事故防止対策
		質量販売に係る事故防止対策
		バルク貯槽等の検査対応

70

アクションプラン(自然災害対策、保安基盤)

分類		項目
自然災害対策	地震、水害対策	- 災害に備えた体制構築 - 迅速な情報把握 - 容器の転倒・流出防止対策 - 雪害事故防止対策
		“災害に強いLPガス”の前提条件を整える。
保安基盤	保安管理体制	- 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価 - LPガス安全文化：1年に1回行う自主保安活動自己診断チェック - LPガス販売事業者等の義務の再認識 - 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
		業務遂行や指導に必要な知識・力量は？
	スマート保安の推進	スマートメーター・集中監視等を利用した保安の高度化
		技術革新などを踏まえた10年後の絵姿は？

71

アクションプラン(消費者起因事故対策)

分類		項目
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒対策
		- 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発 - 業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進 - 安全型機器及び設備の開発普及
	ガス漏洩による爆発または火災事故防止対策	- 安全な消費機器等の普及促進 - 周知等による保安意識の向上 - 誤開放防止対策の推進 - ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進 - 消費設備調査の高度化 - リコール対象品等への対応
		供給管・配管の事故防止対策
		な維持管理
	販売事業者起因事故対策	⇒ 家庭用のみならず、業務用にも重点
		その他事故防止対策 - 質量販売に係る事故防止対策 - バルク貯槽等の検査対応

72

消費者起因事故対策①

LPガス安全高度化計画

CO中毒 事故防止対策

業務用施設等に対する
安全意識向上のための
周知・啓発

場所別対策

業務用換気警報器
CO警報器
の設置促進

場所別対策

安全型機器及び
設備の開発普及

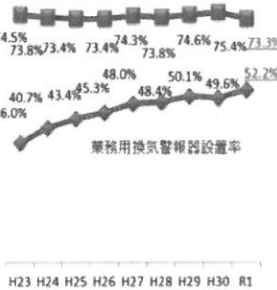
アクションプランの内容

- CO中毒事故は発生すると重大事故に直結しやすく、引き続き重要な取り組み事項である。

業務用施設における法定外周知及び
業務用換気警報器設置率の推移

全国で食品衛生管理者の講習会を行う日本食品衛生協会の協力を得た
CO中毒事故防止、CO警報器設置促進の取り組み事例

法定周知以外の周知率



業務用換気警報器の設置率の向上は増加傾向にあるが、更なる促進には施設管理者等の理解・協力が必要。

注) 業務用換気警報器は、CO濃度と経過時間からCOHb (ヘモグロビン) 値に換算し、警報を発する。



養成・実務講習会

年間12万人が養成講座を受講し、営業許可の更新毎に実務講習を受講



食品衛生責任者

飲食店・食品製造工場70万件にて、ガスの安全使用を周知



全国の被害者600万人にガスの安全周知が伝達

〈関係省庁との連携事例〉

- CO中毒事故防止の協力要請
 - ・消防庁、厚労省、農水省等5省庁
 - ・CO中毒事故省庁連絡会議の開催
 - ・CO中毒事故発生状況等情報共有
- 建築塗装工事における養生シートの協力要請
 - ・国交省
 - ・養生シートの取り扱いの注意喚起
- 建築塗装工事におけるガス管損傷事故の防止への協力要請
 - ・警察庁、国交省
 - ・ガス管損傷事故の防止に向けた注意喚起

73

消費者起因事故対策②

LPガス安全高度化計画

CO中毒 事故防止対策

業務用施設等に対する
安全意識向上のための
周知・啓発

業務用換気警報器
CO警報器
の設置促進

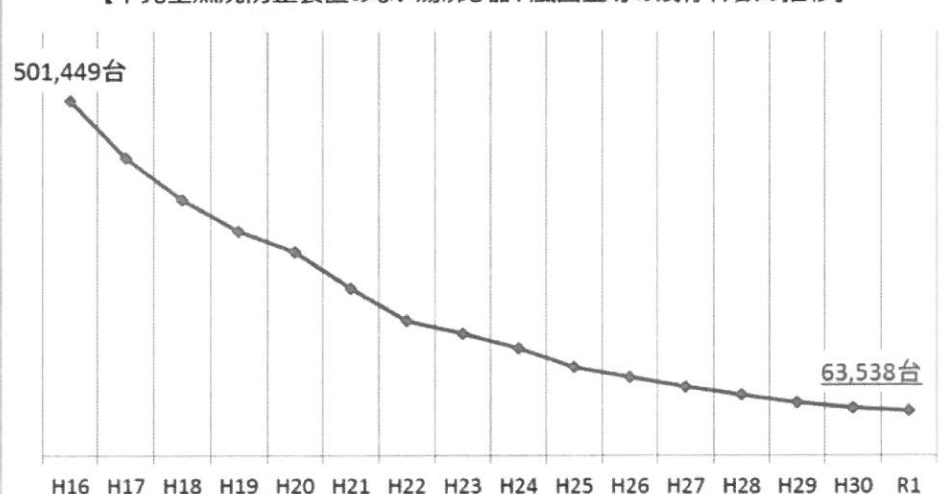
安全型機器及び
設備の開発普及

起因別対策

アクションプランの内容

- 湯沸し器、風呂釜等の家庭用燃焼器については、非安全型機器の撲滅に向けて不完全燃焼防止機器取換え促進等の活動を進める。業務用燃焼器については、安全装置を具備した業務用厨房機器の普及促進を進める。

【不完全燃焼防止装置のない湯沸し器、風呂釜等の残存件数の推移】



令和2年3月31日現在、全国LPガス協会調べ

74

消費者起因事故対策③

L Pガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

起因別対策

周知等による
保安意識の向上

起因別対策

誤開放防止対策
の推進

ガス警報器の機能の高度化
及び設置の促進等

消費設備調査の
高度化

リコール製品等への
対応

アクションプランの内容

- Siセンサーコンロ等の更なる普及拡大等、安全機能が向上した燃焼器の普及を進める。
- 周知等により、消費者の保安意識の向上を図る。外国人の増加や、高齢者世帯の増加などを背景に、多様な消費者にあわせて周知等の工夫を行う。



【Siセンサー等、安全性の高い
ガス機器の普及】

Siセンサーコンロは、2019年11月で累計4,000万台を突破。それに合わせてコンロ火災も減少している。製品の経年劣化事故を防ぐため、L Pガス販売事業者は定期調査等の機会を通じて、不具合のある消費機器については交換等を消費者に対して促していく。

S: Safety, Support & Smile
i: intelligent



〈多様な言語に対応した周知文書の例〉（12カ国語：日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語）

〈高齢者向けの保安活動例〉

- ・一人住みの老人・高齢者宅、身体の不自由な消費者宅を訪問し、コンロを始めとする消費機器の安全点検等の実施（シルバースポーツ事業等で一部の都道府県協会が実施）。
- ・シニア向けのパンフレットを作成し消費者に起因する事故防止の周知の実施。

75

消費者起因事故対策④

L Pガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による
保安意識の向上

誤開放防止対策
の推進

起因別対策

ガス警報器の機能の高度化
及び設置の促進等

起因別対策

消費設備調査の
高度化

起因別対策

リコール製品等への
対応

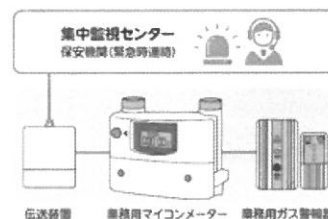
起因別対策

アクションプランの内容

- ガス栓の誤開放防止対策として「ガス栓カバー」「ゴムキャップ(検定品)」、「ロック機構付き可とう管ガス栓」の普及を図る。
- ガス警報器の普及、とりわけ、2020年に発生した業務用飲食店における爆発事故を踏まえ、業務用施設におけるガス警報器とのメーターの連動の促進等を図る。
- 消費設備調査については、遺漏なく確実に実施するとともに、技術基準不適合があった際は、再調査、再調査後の通知等を通じて設備改善が図られるように取り組む。
- L Pガス事業者は、リコール製品への対応について、ガス機器製造事業者、一般消費者等と連携を図る。また、空き家等の供給開始時に見落とし等の対応を図る。



〈誤開放防止対策ガス栓カバーチラシの例〉



〈業務用飲食店等におけるガス警報器とガスメーターと連動〉
ガス警報器は、ガスメーターと連動することでガス警報器が鳴動すればガスを遮断することで安全性が向上する。さらに集中監視を行うことでより安全なシステムとなる。
とりわけ、業務用飲食店等では、長時間遮断機能の無いS Bガスメーター等、比較的大型のマイコンメーターが設置されており、警報器と連動遮断を促進することで、ガス漏えいによる事故を防止する。

76

アクションプラン(販売事業者起因事故対策)

分類		項目
事故対策	消費者 起因 事故対策	C O中毒 対策
		➢ 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発
		➢ 業務用換気警報器・C O警報器の設置の促進
		➢ 安全型機器及び設備の開発普及
		➢ 安全な消費機器等の普及促進
		➢ 周知等による保安意識の向上
		➢ 誤開放防止対策の推進
		➢ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進
	販売事業者 起因 事故対策	ガス漏洩による爆発 または 火災事故防止対策
		➢ 消費設備調査の高度化
		➢ リコール対象品等への対応
		設備対策
	その他事故防止対策	➢ 供給管・配管の事故防止対策
		➢ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
		➢ 軒先容器の適切な管理
		➢ 他工事事故防止対策
	その他事故防止対策	➢ 質量販売に係る事故防止対策
		➢ バルク貯槽等の検査対応

77

販売事業者起因事故対策①

L Pガス安全高度化計画

アクションプランの内容

設備対策

供給管・配管の
事故防止対策

起因別対策

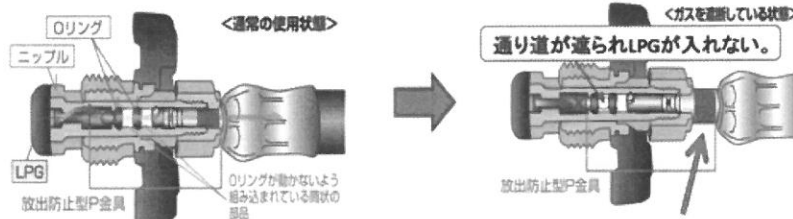
調整器・高圧ホース等
の適切な維持管理

起因別対策

軒先容器の
適切な管理

場所別対策

- 設備工事施工後の安全確認、使用環境に考慮した配管材料の選定、外注工事を行う際の工事業者の管理等の徹底を図る。
- 調整器、高圧ホース等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、期限管理を徹底する。ホースはガス放出防止機能を有する安全性の高い製品の普及を図る。



<2020年度>

生産数量割合:82.0%

推定設置率:57.8%

※プロパン・ボタンニュースより

<ガス放出防止型高圧ホース>

ホースに所定の張力が加わるとガスの通路が遮断される。

<調整器・高圧ホース等期限管理>

貼付されている交換期限シールで確認する。



78

販売事業者起因事故対策②

LPGガス安全高度化計画

その他事故防止対策

他工事事故
防止対策

起因別対策

質量販売に係る
事故防止対策

販売形態対策

バルク貯槽等の
告示検査対応

起因別対策

アクションプランの内容

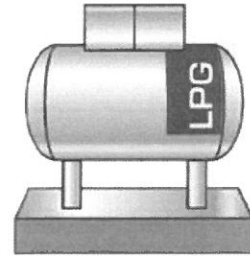
- 埋設されたガス管などの他工事事故対策については、他工事事業者、LPGガス事業者、消費者の他工事情報の共有が重要で、工事情報提供を促す周知を図る。
- 質量販売は、体積販売に比べ事故発生確率が高いことから、法令遵守の徹底はもとより、カップリング接続、ガス栓の設置、使用終了後の速やかな容器引き取り、消費者への安全な使用に関する周知などの対策を図る。
- バルク貯槽の20年検査・入替等の対応は、2023年ごろにピークが予想されており、入替工事等に関して、種々の基準を遵守し安全な対応を図る。



〈他工事注意喚起チラシの例〉



〈質量販売の安全対策〉
カップリング接続は、漏えいリスクが低い。銅製容器においてはガス栓設置などハード対策を図る。



〈バルク貯槽等20年対応〉
2021年～2030年の10年間で約20万基のバルク貯槽が検査期限をむかえることから、検査・入替を、安全に行う必要がある。

79

アクションプラン(自然災害対策)

分類		項目
自然災害 対策	地震、 水害対策	➢ 災害に備えた体制構築 ➢ 迅速な情報把握 ➢ 容器の転倒・流出防止対策 ➢ 雪害事故防止対策
		“災害に強いLPGガス” の前提条件を整える。
		経営者の保安確保に向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価 LPGガス安全文化：1年に1回行う自主保安活動自己診断チェック
		⇒ 国の「LPGガス災害対策マニュアル」等を踏まえた取組
保安基盤		・力量は？
	スマート保安の 推進	➢ スマートメーター・集中監視等を利用した保安の高度化 技術革新などを踏まえた10年後の絵姿は？

80

自然災害対策

LPガス安全高度化計画

地震、水害対策

災害に備えた体制対策

災害対策

迅速な情報把握

災害対策

容器の転倒・流出防止対策

場所別対策

雪害事故防止対策

場所別対策

アクションプランの内容

- 「LPガス災害対策マニュアル」、「LPガス設備設置基準」を踏まえ、災害発生時に有効となる具体的な取組について、着実に実施する。
- 発災後のLPガス供給の早期復旧復興に備え、LPガス事業者等はLPガス保安に関する情報についてクラウド等を活用し、行政や都道府県協会等への報告がスムーズに行えるよう、定期的な通報訓練等の実施を図る。更にはIoTを利用した被害情報把握のシステム構築に関する検討を図る。
- 多発化する水害に備え、ハザードマップなどに基き、消費先の災害環境を踏まえて、軒先容器の2重掛け等、容器流出防止対策を行う。また、閉栓先において、充填容器が放置されないよう不要な充填容器の撤去を進める。



〈LPガス災害対策マニュアル〉
東日本大震災以降作成され、定期に見直しを実施。地域保安指導事業用テキストとして周知を図る。



〈洪水被害を受けた供給設備〉



〈上半部と下半部の2重掛けによる固定例〉

81

アクションプラン(保安基盤)

分類	項目
自然災害対策	⇒ 「自主保安活動チェックシート」、「保安教育の実施等」に加え、「スマート保安の推進」を充実。
保安基盤	保安管理体制 経営者の保安確保に向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価 LPガス安全文化：1年に1回行う自主保安活動自己診断チェック LPガス販売事業者等の義務の再認識 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施 業務遂行や指導に必要な知識・力量は？
	スマート保安の推進 スマートメーター・集中監視等を利用した保安の高度化 技術革新などを踏まえた10年後の絵姿は？

82

保安基盤①

L Pガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

人手不足・外国人対策

L Pガス事業者等の
義務の再確認等

人手不足・外国人対策

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

人手不足・外国人対策

アクションプランの内容

- 「自主保安活動自己診断チェックシート」を活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上を目指す。
- L Pガス事業者は、保安教育を的確に実施するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。また、行政、業界団体等が開催する保安講習会に積極的に参加する。

申告書

評価項目

(自主保安活動自己診断チェックシート)

抜粋

1. 保安方針	
注1) 各項目について事業者(所)内に徹底されている場合に得点できる。 注2) ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。	
項目	内容
No. 1 保安体制・責任と権限の明確化	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。
① 保安確保の目標管理	・計画(2点): 保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。 ・実行(2点): 計画を実行し、実施結果の記録があるもの。 ・検討・評価(2点): 目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。
注意: 別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分けて具体的に記入すること。	
No. 2 安全機器等の設置の取組	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。(設置率100%以下でも可。)
① ガス警報器	- 設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) (一消費者に対しガス警報器が複数設置されている場合であっても、設置率の設置数(分子)は1とする。) - 設置率80%以上99%以下

全国LPガス協会による約20,000事業所を対象にした自主保安診断。回収率は2013年度の56.1%から本年度は91.9%と大きく向上している。

自主保安活動チェックシートの項目例

- ・保安確保の目標管理
- ・ガス警報器設置率
- ・集中監視システムの導入率
- ・ガス漏れ警報器連動遮断装置
- ・保安教育の実施
- ・消費設備の保安啓発活動
- ・業務用厨房施設への業務用換気警報器の設置
- ・配管図面の保管
- ・経年埋設管の交換
- ・他工事業者による事故防止対策
- ・法定期間内における供給設備点検頻度
- ・法定期間内における消費設備調査頻度
- ・メーターの異常表示の確認
- ・安全装置の有無の調査
- ・消費者への保安啓発活動
- ・ガス放出防止型高圧ホース等の設置
- ・容器への鎖又はベルトの2本取付け
- ・防災訓練の実施又は参加
- ・災害マニュアル、災害対策指針等の整備等
- ・ハザードマップの活用
- ・災害発生時の対応について

83

保安基盤②

L Pガス安全高度化計画

スマート保安の推進

スマートメーター・
集中監視等を利用した
保安の高度化

過疎化・高齢化対策

デジタル技術対策

セキュリティ対策(個人
情報保護対策)

デジタル技術対策

アクションプランの内容

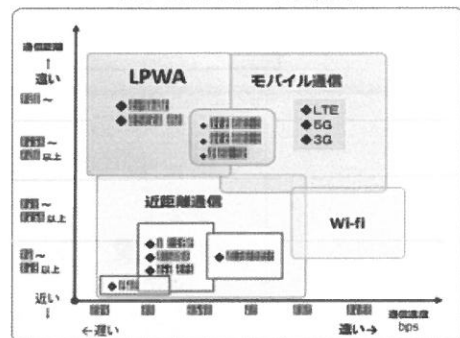
- LPWAや電力メーターを利用した新たな通信方式の普及により、集中監視の一層の普及、認定販売事業者の拡大を図る。また、保安人材不足等の課題に対応するため、ガス関連機器の高機能化等により、より高度な保安管理システムの構築を目指すとともに、それらの状況を踏まえた適切な規制の見直しの断続的な検討を図る。

(スマートメーター・LPWA等による保安の高度化のイメージ)



- 将来
- コスト面や通信特性から、従来の設置困難先にも設置可能になり、今後の設置増が期待できる。
 - LPWAの監視機器の普及に伴い、毎日単位での異常の確認が可能になる。
 - 先進技術の活用により、従来の点検項目の一部による省力化が可能になる。

LPWAのデータ通信帯



各戸で分散して供給を行うLP分野では、約30年前より集中監視システムの導入が行われてきた。通信方式は従来の電話線通信から無線化が進み、近年は、低電力・広

保安基盤③

- 担い手不足などを背景に、高度な安全機器や通信方式を利用し、業務効率化を推進。
- また、人材定着に向けた取り組みを推進している。

業界の取り組み事例

業務効率化の追求の取り組み

供給、保安の様々な業務分野で、AI、IoT等の新たな技術を取り入れるなど、各事業者が、業務効率化を追求し、保安レベルの維持・向上に努める。



〈メーター情報の有効活用〉

LPWA等、新たな通信方式を利用してこれまでよりも高頻度のメーター情報の把握が可能に。保安の有効利用だけでなく、ガスの残量予測データを高頻度で取得し、データに基づきAIが効率的かつ最適な配送ルートを示すシステム等が調査・研究が進んでいる。



〈配送アライアンス〉

LPガス販売事業者同士が系列の枠を超え、配送アライアンスの動きが広まっており、従来よりも供給地点を密集させて事業効率化を目指す等の取り組みが広がっている。

人材定着に向けた取り組み

働き方改革や既に企業レベルでも取り組みがおこなわれている開発持続可能な開発目標（SDGs）等の政府の取り組み等を周知し、社員満足度の向上を促す。



業界団体の「LPガスビジョン2030」



SDGsの17の目標

〈業界団体の取り組み〉

全国LPガス協会では、人出不足等の諸問題を踏まえ、2030年に向けた業界ビジョン及びアクションプランを作成し、対応を実施している。一例としては、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）等の取り組み等を周知し、保安教育の拡充等により社員満足度の向上、業界の人材定着率の向上を図っている。

85

保安基盤④

- マイコンメーターが開発・販売されて25年以上が経過、この間IoTなどの技術は著しく進歩している。
- LPWAによる低コスト通信など当該技術等を活用して安全性が向上。より合理的・効率的に保安の確保を行うことができる状況になっている。

1997年

認定販売事業制度創設

保安高度化に積極的に取り組んでいる（集中監視システム導入と保安確保機器の期限管理等）事業者に対してインセンティブ付与（認定対象消費者割合70%以上）
 ・業務主任者の選任基準緩和
 ・緊急時対応要件の緩和（原則30分→40km）
 ・定期点検調査頻度の緩和

点検調査方法の拡充

マイコンメーター等に搭載されたセンサによる漏洩試験、調整器調整圧等の測定方法を追加



保安高度化

マイコンメーター等に搭載された感震センサ、流量センサや圧力センサにより、地震時（震度5相当）や異常なガスの流れがあった場合にガスの供給を停止等する機能を技術基準化

2016年

認定販売事業制度の拡大

認定制度を2段階（第1号認定、第2号認定）に変更
 [第1号認定（ゴールド認定）]
 （認定対象消費者割合70%以上）

＜追加措置＞

CO警報器や不完全燃焼防止装置の安全装置等の設置により

・緊急時対応要件の緩和（40km→60km）



・定期点検調査頻度の緩和

[第2号認定]

（認定対象消費者割合50%以上）
 ・緊急時対応要件の緩和（原則30分→40km）

その他
 合併時に認定対象消費者割合が一時的に低下したときの措置期間を整備

2020年～

新技術を活用した保安業務の合理化等

(1) 更なる事故防止

ガス漏洩の早期遮断・早期通知等

(2) 保安業務の効率化

過疎化や人手不足などへの対応



新型スマートメーターの仕様検討

高性能のメーターを使用し、通信技術（LPWA等）を活用することにより、漏洩の早期遮断・早期通知、定期的な点検調査の省力化など保安規制の高度化・合理化に資する新型メーターの仕様を検討予定。

86

液化石油ガス安全高度化計画2030(概要)

- 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定する。

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

達成状況や
リスクの変化に
応じた見直し

4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・LPガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用

- スマート保安の推進
 - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

基本的方向

- ①事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・強化
- ③事業者等の保安人材の育成
- ④一般消費者等に対する安全教育・啓発

安全高度化指標

2030年時点(件/年)			
全体	死亡事故		0~1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	4件未満

液化石油ガス安全高度化計画2030 (アクションプラン一部抜粋)

⇒ 各主体者の行動が記載。

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者
事故対策	消費者起因事故対策	CO中毒事故防止対策	業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	国、第三者機関、LPガス事業者
			業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	LPガス事業者
			安全型機器及び設備の開発普及	LPガス事業者、関係事業者
		ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	安全な消費機器等の普及促進	国、LPガス事業者、関係事業者
			周知等による保安意識の向上	国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者
			誤開放防止対策の推進	LPガス事業者
			ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	国、都道府県、LPガス事業者、関係事業者
			消費設備調査の高度化	LPガス事業者
			リコール対象品等への対応	国、LPガス事業者、関係事業者

最後に

・各主体者が、役割を明確化し、これを理解し、**着実に実行する**。
※ 中間年(2026年)に、評価・見直しがされる。

○令和3年4月1日に、経済産業省HPに公表されました。(詳細は↓)

[https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/koudoka_keikaku.h
tml](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/koudoka_keikaku.html)

検索 液化石油ガス安全高度化計画2030



※今年度の、「山口県液化石油ガス販売事業者等保安立入指導方針」については、国の「液化石油ガス安全高度化計画2030」を踏まえた方針となっています。

